

令和3年度「休暇の新設等について」に係る交渉の概要

1 交渉団体

鎌倉市職員労働組合・鎌倉市職員労働組合現業職員評議会

2 交渉回数

令和3年（2021年）12月7日から12月17日まで 3回

3 市の提案及び職員組合の主張と合意内容

項目	市の提案内容	職員組合の 主な主張	合意内容
1 不妊治療休暇（通称：出生サポート休暇）の新設	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められるときに、1暦年（会計年度任用職員については1の年度）について5日（体外受精等の不妊治療を受ける場合については10日）の範囲内の期間において1日又は1時間単位で取得可能とする。 対象職員は、常勤職員（再任用・任期付短時間勤務職員含む、以下同じ。）及び1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められている又は同一の職に引き続き在職した期間が6月以上である会計年度任用職員とする。	不妊治療休暇については、休暇の性質から、職員のプライバシーに十分に配慮する必要がある。 そのため、所属長等に対しては取得要件の周知だけでなく、個人情報の管理や取得希望相談の対応方法等についても十分に周知を行い、職員が安心して休暇を取得できる環境を整えてほしい。	取得要件等は市の提案どおりとする。 不妊治療休暇については、職員が安心して取得できるよう、職員や所属長等が休暇に対する理解を深めるための制度周知を行うとともに、相談できる体制の構築を行う。
2 配偶者出産休暇の新設（会計年度任用職員）	会計年度任用職員の配偶者が出産のため入院した場合に、入院した日から当該出産の日後2週間の期間内において、1日又は1時間を単位として、2日以内で必要と認める期間について取得可能とする。 対象職員は、上記不妊治療休暇の対象となる会計年度任用職員に同じ。	常勤職員と同等の休暇が規定されることは望ましいことである。	取得要件等は市の提案どおりとする。
3 育児参加休暇の新設（会計年度任用職員）	会計年度任用職員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときに、1日又は1時間を単位として、5日以内で必要と認める期間について取得可能とする。 対象職員は、上記不妊治療休暇の対象となる会計年度任用職員に同じ。	常勤職員と同等の休暇が規定されることは望ましいことである。	取得要件等は市の提案どおりとする。
4 産前産後休暇の有給化（パートタイム会計年度任用職員）	産前産後休暇について、パートタイム会計年度任用職員の区分を無給休暇から有給休暇に改正する。	常勤職員と同等の休暇が規定されることは望ましいことである。	市の提案どおりとする。